

時評

異例ずくめの憲法記念日



龍谷大学
丹羽 徹

今年も5月3日に憲法記念日を迎えた。日本国憲法の施行から73年である。これまで多くの人々が日本国憲法を守り、内実化するための運動を地道に行い、それらの成果や課題を確かめ合うために、各地で集会が開かれてきた。

ところが、今年はその様相が一変した。新型コロナウイルスの広がりにより、緊急事態宣言がなされるなか、従来型の集会のほとんどは行われることはなかった。集会の開催には多くの人が一定の期間準備に携わっているから、「中止」の決定は苦渋の選択であった。それは、集会という表現の自由の行使であるということと無関係ではなかったであろう。

政府の緊急事態宣言に伴い、その対象地域の知事は様々な要請を行った。法的には「命令」ではなく、あくまで「お願い」のレベルである。しかし、多くの飲食店などは、営業を自粛した。当初は、何らの補償もなされなといった対応がとられたが、それは「命令」ではないからではなかったのか。自らの意思での休業、つまり自己責任論である。その後一定の補償が行われるようになったが、それは「正当な

補償」といえるかは疑わしい。政策決定にあたって憲法を常に念頭に置いているのであれば、国民の健康を守るのも、お店の営業を守るのも国の責任であるという自覚の下に、補正予算が組まれたであろう。

憲法記念日の集会に話を戻そう。表現の自由は、経済的自由とは異なり、その制約には厳格な基準が用いられる。かりに、緊急事態宣言にともない、「命令」が可能となるのであれば、表現の自由にも何らかの規制が加えられる可能性は高い。

今回は、主催者が自主的に「中止」を決定した。しかし、この機に、「緊急事態条項」を憲法に書き込むべきであるとの声が小さくない。緊急事態宣言のなかで「多少の我慢は仕方がない」という雰囲気漂っているように思う。改憲せずに緊急事態宣言が実際に行われたのだから、改憲の必要はない。今回のような緊急事態宣言では、国民の権利制限は不十分であり、もっと政府にとって使い勝手の良いものを作りたいとの意欲があるのではないか。そうなれば、憲法を守ろうなどというような集会では中止を命令されうる。

集会などがほとんど行われなかったという意味では「異例」であったが、憲法をめぐる「異常」な情勢のもとでの憲法記念日もあった。

安倍政権のもとで行われてきた日本国憲法の軽視あるいは歪曲に加えて、自分たちの都合のいいように法律の解釈を変えてしまう検事長の定年延長まで出

てきた。検察官の独立は、日本国憲法には書かれていないが、戦後日本国憲法体制の中で、行政内部での権力統制のために認められてきたものであり、憲法慣習といってよい。同じく、内閣法制局についてもそうであった。法律の解釈も運用も時の政権に都合よく行う。法の支配ではなく、「人の支配」に歴史を逆戻りさせるものではないか。

このような「異常」で「異例」の憲法記念日であったが、ネットを利用した新たな形態が模索された。検察官人事への批判が大きく広がったのはネットであった。その時期に合わせた運動の工夫は、これまでも取り組まれてきた。安法法制反対を契機として、いわゆる「総がかり」による共同の取り組みはまさしくそうである。それは今も深化している。それを進めなければならない。

今から33年前、「ひびけ！憲法のこころ」と題する憲法施行40周年記念の市民フェスティバルが名古屋で開かれた。それまで結集することが困難であった政党や団体が力を一つにした一大イベントであり、3500人が集って大成功であった。愛知版「総がかり」の先駆けのようでもあった。このフェスティバルの仕掛人は、森英樹先生であり、野間美喜子先生であった。森先生は、私の大学院以来の恩師である。フェスティバル準備のために事務局を置いていた野間事務所には1年近く通った。その時感じた「運動は楽しくなければ」、いま一層そう思う。

(にわ とおる)